

しぶかわ商工会便り

Shibukawa Societies of Commerce and Industry

第43号

R7.9.1

発行所：しぶかわ商工会 渋川市吹屋376 TEL 0279(23)8845 FAX 0279(23)8841 発行者 松井 等

令和7年度 伴走型小規模事業者支援推進事業計画が採択される

「経営発達支援計画」に基づく、伴走型小規模事業者支援推進事業が本年度も採択され、小規模事業者の持続的発展に向けた経営改善を含めた経営計画の策定、行動計画の立案、新規需要開拓などをその事業計画に沿った支援施策を展開して参りますので、課題解決に向けた専門家派遣の活用やセミナーのご案内の際にはぜひご参加ください。

1. 小規模事業者の経営改善に向けた事業計画策定支援

- ・持続的発展の事業計画策定に向けた経営環境分析による課題や解決策の検討セミナー開催
- ・小規模事業者の課題に応じた専門家の派遣支援

2. 事業計画策定後の実行する上で課題を抱えている事業者の着実な計画実施に向けた専門家派遣による支援

- ・商工会と専門家の連携によるフォローアップ

【主な支援内容】経営力向上セミナーでは、業務の効率化・事業承継・DX化・物価高騰対策など

専門家派遣では、事業計画修正・デザイン等制作など

3. 新たな需要の開拓に寄与する事業の支援

- ・地方銀行フードセレクション出展事業

食品の加工販売品の生産者の販路拡大に向け、百貨店や商社、スーパーなどのバイヤーとの商談会に出展する事業を支援

小規模事業者持続化補助金公募案内 申請締切：令和7年11月28日（金）

小規模事業者等が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応すると共に、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

【一般型 第18回募集】

小規模事業者等が自ら策定した経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら取り組む（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発 等）販路開拓等を支援します。

◆申請受付開始：令和7年10月3日（金）

◆支援機関確認書発行受付締切：令和7年11月18日（火）

補助率	2／3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3／4）
補助上限額	50万円（特例を活用した場合は最大250万円）
インボイス特例	インボイス特例要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円上乗せ 適用要件：免税事業者のうち適格請求書発行登録事業者の登録を受けた事業者
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円上乗せ 適用要件：事業内最低賃金を50円以上引き上げる事業者
上記特例要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ 上記の両特例要件を満たしている場合

※詳しくは、小規模事業者持続化補助金事務局ホームページ（https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/）で確認いただくか商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せください。

【創業型 第2回募集】

創業後3年以内の事業者を重点的に政策支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援します。

※特定創業支援等事業とは、群馬県商工会連合会が実施する「ぐんま創業塾」及び商工会議所の「創業塾」になります。

◆申請受付開始・支援機関確認書発行受付締切は、一般枠と同様です。

補助率	2／3	補助上限額	200万円
インボイス特例	インボイス特例要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円上乗せ		

※詳しくは、小規模事業者持続化補助金事務局ホームページ（<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>）で確認いただくか商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せください。

注）1. 申請には、「一般型」「創業型」共に「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。

2. 事業の開始は、補助金の交付決定通知書の交付決定日からとなります。事前着工は不可です。

3. 一般型と創業型の事務局は異なりますのでご注意ください。